

『森有礼・李鴻章会談をめぐる考察』 ——外務省史料と中国側史料の比較を通じて』

長谷川 精 一

はじめに

1875（明治8）年9月に発生した江華島事件を口実とし、朝鮮を強制的に開国させようとした明治政府は、朝鮮への使節派遣に先立って、朝鮮の宗主国をもって任ずる清国との交渉のため、森有礼を特命全権公使として派遣した。森は当時、米国公使の任を終えて帰国し明六社を結成して啓蒙活動を行っていた。森が北京に到着したのは、1876（明治9）年1月4日のことであり、10日より総理衙門との交渉が開始された。朝鮮を属国をみならず清国側と、朝鮮は内政外交を自主的に行う独立国であって清国側の見解は「徒に空名」なものとする森との間に歩み寄りは見られず、交渉は難航した。森は局面を打開するために、清朝第一の実力者と目されていた北洋大臣兼直隸総督の李鴻章と会見しようと考えた。

森与李との会談は1月24日、25日の2回、直隸省保定府で行われ、第1回は日本、清国、朝鮮の関係をめぐる外交問題について議論がなされ、第2回はアジアと欧米の文化、風俗の比較に話が及んだ。この会談に関して、外務省編の史料である『大日本外交文書』第9巻は、「事項二朝鮮問題等に関し森公使清国政府と交渉一件」の中の「清国大学士李鴻章との第一次談話筆記送付の件」において、次のように記している。

機密洋文別信第三号ノ三

保定府にて李鴻章と両度の面晤彼より洋語の訳者を以て通訳致し候に付右談判の次第總て横文字にて書取り此便迄は翻訳間に合兼候間横文のまゝ呈覽候也、右は初回の面晤に有之第二會の談判は書取の上次便可及呈覽候也

明治九年二月三日

北京

森有礼

寺島外務卿殿

註 右文書に謂ふ「横文」見当らざるも「保定府にて李鴻章と両度の面晤」の応接和訳分文と認めらるるもの存するに拠り左に附記す⁽¹⁾。

これに続いて、「附記」として、「初回の応接」、「第二回応接」の日本文が掲載されており、「初回の応接」の冒頭には、会談には森、李、「日本国一等書記官鄭氏」、「翰林院学士

ホアンニン氏」、「英語訳官ホアンウェイリン氏」が列席したことが記されている。以上からみると、森と李との会談は最初はすべて英文で記録され、それをさらに日本語に訳したもののみが『大日本外交文書』に掲載されていることとなる。第二回の会談についてはTHE SECOND INTERVIEWと題する文書が外務省に残っており、これは通訳官の筆記した英文と思われるが、第一回の会談については英文は現存していない。

そして、この会談についての中国側史料としては、故宮博物院編の『清光緒朝中日交渉史料』巻一（文海出版社印行、上冊）の中に、「(二) 総理各国事務衙門奏與日本使臣往來照會等事件擬咨送禮部轉行朝鮮擢 光緒二年正月三十日」の「附件八 李鴻章與森有礼問答節略」が第一回会談の会見録（中国文）を掲載している。

この会見録の内容は、『大日本外交文書』中の「初回の応接」の内容とはかなり異なっており、『森有礼全集』第1巻の「解説」は、森と李との会談に関して「清国側の史料も参照すべきである」⁽²⁾と述べ、彭澤周『明治初期日韓清関係の研究』は「両者を照らしてみると、その内容やニュアンスは、ところによってかなりの差異がある。いったいどちらが正しいか、これを究明することは、きわめて困難である。したがってわれわれは、これらの資料を引用する場合は、慎重にしなければならない」⁽³⁾と指摘しているが、これら両者の内容を具体的に詳細に分析した研究はいまだ存在しない。

本稿は、森と李との会談のうち、朝鮮問題を扱い会見時の英文筆記が現存しない第一回会談に関して、上記の外務省史料と中国側史料とを比較考察し、両者の差異を明らかにすることを課題としたい。そのような作業が、森の、ひいては当時の日本政府首脳の、アジア観を考える上での参考となると考えるからである。

1. 森・李会談に関する先行研究

この森・李会談を取り扱った先行研究としては、森有礼研究におけるものと、明治期の外交史研究におけるものがある。森有礼研究史においては森の外交官としての活動に言及したものは多くはないが、森と李との会談に言及した研究は、概して若い森が百戦錬磨の政治家、李との交渉において健闘したと評価してきた。例えば、安岡昭男「外交家としての森有礼」は次のように述べている。

（森と李との）両者の問答については論者により観察評価が異なるが、全体として老練の李に対して若年気鋭の森がよく応酬したといえよう。李が「貴国ハ台湾事件ノ例ニ習ヒ動モスレハ其隣邦ヲ攪乱シ機ニ乗シテ之ヲ奪領セント欲スル者ノ如シ」を難詰したのに対して森は、「苟クモ征伐ヲ以テ我主意トセハ如何ソ嚮キニ占有セシ台湾ノ一部ヲ棄ルノ理アランヤ又目下朝鮮事件ノ如キ何ソ簡程迄ニ心ヲ苦シム可ケンヤ」と反論している。二四日の会談の最後には、李をして照会文中に日清条規を援引したこ

とは「我政府ニ於テ少シク輕忽ノ事ナリキ」と言わせて溜飲を下げている⁽⁴⁾。
また、犬塚孝明は『森有礼』において、次のように記している。

第一回会談は、森の青年時代の外遊体験の話から始まった。五十三歳の老獺な政治家と二十九歳の青年外交官との奇妙な駆け引きであった。互いに微笑をまじえながら、和気霽々とした雰囲気の中に会談は進んだが、話が核心に迫ると、李は毅然たる態度で朝鮮属邦論を主張して、一歩も譲るところがなかった。しかも、江華島の一件に話題が及ぶや、李は「畢竟彼ヨリ砲船ニ発砲セシ一挙ハ其实貴邦ノ自ラ招ク所ナリ、況ヤ該砲船海岸附近ノ所、即チ公法上所禁ノ三英里以内ノ所ニ進入し、」⁽⁵⁾「国際法の規定をもって朝鮮側の発砲を正当化したのみならず、逆に日本側の行動を問責する始末であった。老練な外交手管をもって迫る李の前に、一瞬怯んだかに見えた森であったが、持ち前の剛毅でこれを押し返すと、平然として次のように答えた」と述べて、以下のように主張している。

(森は)日本側の領海侵犯について、国際公法はこれを遵守する国に適用されるべきものであって、朝鮮のように公法の何たるかを知らず、かえってこれを『厭悪』する国には適用すべきではない、と断言した。これは、李の巧みな口舌に対する恫喝であった。この一語をもって、森が時の大久保政権の対朝鮮政策と同一路線を歩むもの、と判断するのは早計すぎる。それでは、離日前にあれほど執拗に食いさがり、対朝鮮和平にこだわった意味がなくなるからである。森にとって問題は、清国の朝鮮に対する宗主権を否定し、古い宗属関係を捨てさせることであった。彼は朝鮮を国際法上の主権国家としてはっきり認めていたのであり、そうした態度を持することこそ、日本の国際社会での地位を向上させる最大の要因だと考えていたのである。

自分たちのほうがいささか軽率であった、とついに折れた。・・・二回の会談を通じて、要因ともなったのである⁽⁵⁾。

このように森研究においては、この会談の日本側にとっての成果を評価しているが、森研究に共通しているのは、この会談について論ずるにあたって、外務省史料にのみ依拠しており、中国側史料に全く言及していないという点である。

森研究におけるこのような評価とは異なって、外交史研究においては、この会談での森の発言はかなり違ったニュアンスでとらえられている。例えば、芝原拓自「対外観とナショナリズム」は以下のように述べている。

朝鮮への全権派遣の直前、対清調整のため急ぎ駐清公使に任命され、中国に赴いた森有礼にたいし、会談のなかで李鴻章は、日清修好条規批准後半年も経ぬ間の日本の台湾出兵、ひきつづく朝鮮への日本の軍事挑発を非難し、条約及び対外信義の遵守を強く求めた。森はその一つひとつに反論したが、その会談記録の一部を紹介すると、
鴻章 我々東方諸國の中、清國が最も大きく、日本之に次ますが、其餘の各小國も均

しく、心を合せ、睦み合ひ局面を挽回するに於ては歐洲に對抗する事が出来ませう。

森 私思ひますに、修好條約などは、何の役にも立ちません。

鴻章 兩國間の和好は皆條約に據るものですが、何故役に立たぬと云はれるのですか。

森 通商と云ふが如き事は條約に照して之を行ふ様な事もありませうが、國家の大事と云ふ事になりますと、只誰が、いづれが強いかと云ふ事によつて決するもので、必しも條約等に依據する必要はないのです。

鴻章 それは謬論だ。強きを恃んで約に背くと云ふ事は萬國公法も之を許さざる所です。

森 萬國公法又無用なりです。

鴻章 約に背き公法に背くは、世界各國の容れざる所です

となっている（「王芸生、前掲書一」）。現実には赤裸々な主権國家の暴力こそが通用するとの、維新らしい有司たちの國際政治への認識や信念について、いまだ若い森（当時満二八歳）は、あまりに馬鹿正直だったのかも知れない⁽⁶⁾。

ここで芝原が「王芸生、前掲書一」とするのは、王芸生『日支外交六十年史』第一巻という書物であり、これは王芸生『六十年来中国與日本』を長野勲、波田野乾一が翻訳したもので、上記の『清光緒朝中日交渉史料』（巻一）に基づいて森と李の会談について記している。このようにこの会談に対する見解が異なるのは、そもそも典拠とする史料の相違によるものと考えられるが、それでは、外務省史料と中国側史料とは具体的にどのような内容なのか。

2. 森・李会談に関する外務省史料

まず、外務省編『大日本外交文書』第9巻、「事項二 朝鮮問題等に関し森公使清国政府と交渉一件」、「清国大学士李鴻章との第一次談話筆記送付の件」、「附記」、「初回の応接」の内容は、以下の通りである。

先づ互いに礼詞數言を叙し畢り次て彼より歐米經歷中実験の事を問ふ

森 拙者世界を周廻せし事前後二回、初回には西に向て発航して東より帰り次回は恰も前回に反し東に向て発航して西より歸れり、而して最も心を榮ましめし者は渺茫たる大洋航通の際に在り、此間更に陸地を見ざる事數昼夜唯仰ては天の穹窿たるを視俯しては水面の團圓なるを視るのみ、耳に塵世諠譁の声を聴かず目に船内雜選状を見ず、精神全く静にして旅客互に相親しむ実に恍然夢裡の思をなせり

李 其快樂實に知る可きなり

森 真に然り、而して陸地に到着の事世上に事物を見聞するに更に夢境に入るか如

し、人は互に心を分ち国は各々趣を異にす、或は抑圧せらるゝ者あり、或は蹂躪せらるゝ者あり、即ち土耳其古印度並に清国の如きは其最たるもの也

李 閣下は普く全世界を経歴し博く事物を研究して大いに知識に当り、今の方て是等の数国を扶て抑圧を免かれしめ国力を興し国栄を復するの明智妙謀も亦定てこれあらん、請ふ幸に高論を垂れよ

森 拙者は現に見給ふ如き年少の徒なり、豈に閣下の望みに応ずるの才識ある可んや、只常に期する所は努めて閣下の如き大家に親接して其教を受け以て知識を弘めんと欲するに在るのみ、幸に今般の機会を得るに至りしも畢竟此素志の致す所なり

李 乞ふ謙遜する勿れ、試に亜細亜開化の度を欧州に比すれば賢慮如何

森 敢て鄙見を陳述せん、今公正の論者をして亜細亜の現状を判定せしめは頗る開化の度に達したりと云はん、例へは開化の最高度を十度と定めんに亜細亜は三度の上に欧羅巴は七度に下らさる点に在るへし

李 これ極めて公平の比較なり、我清国を振興するの良図は如何、願くは高輪を開かん

森 問題重大なり敢て当る可らず、況や昨今此一大国に來り未だ国内の形状を熟知させるに於てをや、但し斯の如き大国を振興せんには先づ此大事業に匹敵すへき一大勢力を得ざる可らず、是或は穩当の論なるへし、然れとも今更に三十名の李鴻章貴国に輩出するに非されは此事行はれ難し

李 (微笑し) 其故如何、弊邦には現に百李鴻章あり

森 或は然らん、然りと雖とも是等の人未だ適當の地位即ち十八省の長官乃至總理大臣の如き官庁に在らざるを如何せん、愚察するに現に米国にて教育を受る少年輩は成長の後果して目下閣下の有せらるゝ如き権力を握り顯官に昇の人となるへし

李 実に貴説の如し、彼の少年等を派出せしは実に拙者の所為に係る故に将来の望を深く彼輩に期す、閣下は教を欧州に受く希くは其学ひ得たる學術の科目を聞かん

森 遊学の期間長からず、故に何の學術も修め得ず、これ現に閣下か親視する如く公務の為に身を投せらるゝ所以なり

李 敢て貴庚を問ふ

森 稍三十に近し

李 此妙齡にしてこの奇才あり、賤庚は幾んど貴庚に倍し秋霜既に鬢辺に上れり

森 貴我兩國の間に訂盟せし条約の実効に就ては賢慮果して如何、知らず多少双国の裨益を生せし者ありや

- 李 実に然り、貴国に於て条約中特に双国の一方より他方の封土属地を侵し或は之を掠むる等の所業を予防の為に設くる所の條款を信守せらるゝ以上は長へに斯の如くなる可し
- 森 凡そ書冊上に記したる事と雖とも之が明解なき時は往々紛議を醸成し来る者あり、假令黑白の相違ある事にてても読者の見解に依て幾様にも釈義せらる可し、例へば今承りたる和親条約と雖とも双方にて全く相反せる見解を下たすを得へき也
- 李 其故如何、其類の事恐くは致し難からん、我清国に於ては一旦固結せし条約に背戻する事決してある可らず、該条約は永久双国にて遵守すべき者なり
- 森 永久とは何の言そや、極て望む可らず極て喜ぶ可らざる事なり
- 李 望む可らず喜ぶ可らず事とは知らず、如何なる意そや、夫の犯す可らざる条約を意とせず自家の便利に任せて之を破るも妨なしとの言歟
- 森 希有の尋問なるかな、此類の奇問を解説せん日本人は一個もある可らず、夫れ条約は曾て議立の際に当て全く双方の意に適せしものと雖とも事務の変遷に従ひ早晚之を改めざる可らず
- 李 然りと雖とも貴我兩國の間に現存せる条約は良正完全の者なり、況や締結の日より少くも十年の間は双方共に固守せざる可らざる者に於てをや
- 森 実に然り、該条約定期の間は双方共に固守すべき者なり、然れとも現に貴察する如き良正完全の条約にあらざる事は閣下忽ちに之を看出するに至らん
- 李 如何なる故そや、何に由て然るや
- 森 総理衙門大臣等拙者に告て云く、朝鮮は清の属国なり故に条約に掲げある属地の一なりと
- 李 固より然り、朝鮮事件に付て衙門と貴公使館との間に往復せし書翰中の趣は拙者之を詳知せり、衙門大臣等の所説全く鄙見に同し、即ち朝鮮は清国の属隷にして貴我の条約に基き貴国の為に属国視せらる可き者の一なり
- 森 条約中に朝鮮は貴邦の属国たる旨を明示せる條款あるを見ず、之に反して我政府は終始朝鮮を独立不羈の国と看做し現に独立国を以て彼を侍せり、蓋し自余の列国は云ふ迄もなく尚貴政府と雖とも亦彼を侍するの道爰に出さるへし、貴政府曾て明言して云ふ、朝鮮には自家の政府ありて随意に内外の事務を整理す、清国は毫も之に干與する事なしと
- 李 実に貴説の如く朝鮮は独立の国なり、然りと雖とも其国王は現皇帝の命に依て立つ、是を以て清国の属隷とす
- 森 然るか如きは単に貴邦と朝鮮との交誼に関する礼式のみ、此類敬礼上の事豈に朝鮮独立の論に関せんや

- 李 朝鮮は実に清の属国なり、是旧来世人の能く知る所なり
- 森 此一事は假令幾回討論するとも到底帰着する所なかるへし、此上之を論するも最早無益の事なり、但し爰に閣下の注心を乞ふへき一事の在るあり、今之を陳述せん、貴我条約中に一方より他方の報土を侵掠するを禁するの一款ありと雖とも其封土の限界を確定せず、曾て台湾事件を生し今將た朝鮮事件を起せしは畢竟該款内にこの限界を明記せざるの致す所なり、此類無用の條款を依然と存し置くときは後來再び前轍を踐の恐あるへし、是れ現在の条約を永存するを欲せざる由縁にして其理解を俟たすして知るべき也、和親の一款よりして斯の如く紛紜を醸成するは独り敵邦の為のみならず、殊に貴邦の為に憂ある所なり
- 李 苟も貴邦に於て無事を守らは何の紛紜か生す可けんや、貴邦より砲船を出して朝鮮海を測量せしは彼れ如何そ之に発砲するの理あらんや、之に由て考ふれば貴邦より苦情を訴ふるの事由もなく又朝鮮を伐つのも口実もある事なし、畢竟彼より砲船に発砲せし一挙は其實貴邦自ら招く所なり、況や該砲船海岸付近の所即ち公法上所禁の三英里以内の所に進入し之に加ふるに域地を陥れ人を殺し財を掠むる等の事をなせり、然るに今又使節を遣て理非を糺さんと要す、是れ何為の事そや
- 森 閣下は朝鮮人が我砲船に発砲せし挙動を罪なしとするのみならず、現に我国より派遣する使節を以て悪意を抱く者と見做すに似たり、思ふに朝鮮事件に就ては多少誤聞せられし所あり、請ふ閣下の為に其实況を縷述せん
- 第一我砲船は専ら海水測量の為のみに朝鮮に赴きたるに非らず、偶々船用の水をを求めんかため船を寄せたるなり、但し之を近寄せんには先づ海水の浅深を実測し以て船の進退を無難にせざる可らず、殊には其桅頭に我国の旗章を標したれば朝鮮人は固より之を認識せし筈なり、然るに国旗あるを顧みず突然該船に向て発砲せり、閣下も定て知り給はん、抑も我国と朝鮮とは二百余年の間友誼の情を通し輒近更に両政府の間に取極をなし以後は互に公信を通し愈々双国の友誼を親密にせん事を約せり、後幾くも無して彼れ約に背き妄りに我国の名譽を汚し次て我砲船に向て発砲せり、是に於て使を遣て是等の暴行の故を問わしむ、其之を問うの理ある事弁を費さずして知る可きなり、素より立刻に問責の師を出して彼を膺懲するは我に於て容易の事とす、然りと雖とも我国は此挙をなすを欲せず、可成丈は懇親和好の意を旨とし勉めて彼か頑心を改良し以て我榮譽を全ふするに如すと思ふ乃ち修好の使を派遣したる也
- 第二閣下は我国の砲船公法上所禁の近海に進入せりと云ふ、請ふ之を思へ、夫れ公法は之を遵守するの国に用ゆへく朝鮮の如き公法の何たるを知らず、却て之を厭悪するの国に用ゆ可らず、彼れ仁愛の道を守らす余国の民を入れず偶々

外来の船あれは妄りに之に発砲し剩へ沿海の測量を許さず、之か為に諸国船舶の中殊に朝鮮海上を往来する隣国の船舶往々沈没の災に罹る者少なからず、故に隣国の一たる我国の船人に対し斯る不仁の事を為さしむるを得ざる也

李 朝鮮に於ては貴国と交通を開くの意なきにしもあらざる可しと雖とも彼れ深く其影響を憂慮する也、若し他の各国貴邦の例を追い彼の狡猾なる商業を営まは朝鮮は忽ちに衰亡せん、是れ彼れの恐るゝ所なり

森 此事憂ふるに足らざるなり、苟も朝鮮に於て其海岸に漂着の外国人を懇待する以上は外国通商の為に国を開くを要せず、只外国人をして航海無難のため朝鮮海測量の自由を得せしめは乃ち可ならん

李 然りと雖とも外国商人等の欲望は閣下の説く所のみに止らざるへし

森 或は然らん、仮令然るも鄙説の外に出ず、外国人と雖とも強て通商を朝鮮に迫る事能はず、又我国と雖とも斯の如き強迫を朝鮮に加ふるを欲せざる也

李 閣下之を保し能ふや

森 固より然り、苟くも朝鮮に於て外交を拒絶するの正理あらは之を行ふも妨げなし、或は日本清国の如き昏闇の国を容れ自余の遠邦を拒むも亦然りとす

李 其事成し得へきや

森 固よりなり、請ふ我国の例に就て之を明知せよ、曾て我国に欧州の若干国を容れて交易を営みし事ありたり、此今を距る大略三百年前にあり、然るに彼れ我内国の事務に干渉せしを以て和蘭国を除くの外は悉く之を逐斥して再び日本に来るを禁せり、爾来蘭人は良好友愛の情を我に示せし事猶旧来貴国の我国に於るか如し、故に貴国及び蘭国は数百年の間我国と交通し其間西洋諸国は一切我国に来たるを拒まれたり、漸く二十年前に至り外交を開くを是なりとし遂に各国と交を結ひたり

李 果たして斯の如くんは朝鮮も亦その計画を変せざる可らず

森 拙者は貴政府の協力同心を得ん事を切望して此国に来たりしか、今に於て貴政府の意を察するに甚た我所期に違へるあり

李 其然る所以は如何

森 貴国大臣等云く、朝鮮は清国の隷属なり、故に彼れ清国を尊崇すと、然るに貴国大臣等は朝鮮の為に事務を理するを欲せず、素より我国より使節を朝鮮に遣はせし真趣意は貴大臣等の既に了知する所なりと雖とも、之を翼成するに意なく条約中和親の条款、否寧ろ招難の条款と云ふへし、此無用の条款の事に付拙者に所を寄する事数回に及びたり、斯の如き接遇を受くるは実に失望の至に堪えず

李 閣下の失望實に之を察せり、然りと雖とも我政府は何故に朝鮮の事に於て斯る

措置を致せしや、請ふ閣下の為に之を弁せん、我政府目する所に拠れば貴政府は事を行ふに急激に過ぐる所あり、況や朝鮮は未だ貴国の望を満足する景況に至らざるや、然り而して貴国は台湾事件の例に倣い動もすれば其隣邦攪乱し機に乗して之を奪領せんと欲する者の如し

森 我国を貴国に比せば或は実に躁急快捷の風ある可し、歐人も亦此両国人の性情に大差異あるを見て概ね皆之を怪めり、歐人の見る所に依れば我日本人は極て敏捷の質を具へ清国人は極て耐忍の性を備ふ、是に由て視るに清国人たる閣下の目には我国の朝鮮事件を処するの法頗る短慮の様に見ゆるも亦宜なり、但し貴説中朝鮮は未だ我望を満たしむるの景況に至らずと云ふに至ては蓋し閣下は我期望如何を弁知せざるに似たり、我より朝鮮政府に要むる所の者は極て容易の一二件に過ぎず、之を許すに將た何の準備を要せんや

其一朝鮮海にて我国威相当の礼を尽さん事を要し

其二朝鮮海にて我船人救護のため必須の方法を尽さん事を要す

我国の彼れに需むる所の者は此二件の外に出ず、斯の如き至簡至当の請求を拒むは実に天譴を怖れざるの所為と云ふへし、又貴説中に日本国は動もすれば隣邦を攪乱す云々と云へり、此語は英明なる閣下の説に似ず、請ふ我国の位置如何を察せよ、四方還海の国にして即ち一個の島国なり、故に水に依て以て生を営むものと陸に依て生を営む者と其数幾んと相同し、是れ即ち我国の人民が専ら海利の事に関せる諸般の業に熱心する由縁にして我政府も亦之か為に保護の道を設けざるを得ざる所なり、今閣下か云へる征台一件と雖とも全く前条止を得ざるの事情に出しもの也、將た現に派出せる遣韓使もその主意全く爰に基づけり、抑も我政府に於て莫大の費用と苦辛とを厭はずしてよく是等の事を成すはこれ政府の政府たる義務を尽さんかためのみ、事情斯の如し、果たして知るへし我国の志向は曾て閣下か憶測せし如き類のものにあらざる事を、苟くも征伐を以て我主意とせば如何そ嚮に占有せし台湾の一部を棄るの理あらんや、又目下朝鮮事件の如きも何ぞ簡程迄に心を苦しむ可けんや、前にも述たる如く我政府の趣意は良善実直なり、貴政府之を悟るの遠かならざるは深く遺憾とする所なり

李 朝鮮の事に就ては拙者急に一書を総理衙門に致さん、嚮に我政府貴翰に答ふる書中に条約和親の條款即ち双方互に領地を侵す事を禁する條款を援引せしは我政府に於て少しく軽忽の事なりき

森 其一語を拝聴し実に怡悦の至に堪えず、切に望むらくは貴政府に於て充分我政府の真意を解得あらん事を

李 願くは暫らく之を忍へ、総理衙門に於て拙簡中の趣旨を熟思せん間は幸に之に

迫る勿れ

森 誠に幸甚、貴國に到着以來未だ斯の如き愉悦を覚へず、今宵は必らず枕を高して快眠すへし⁽⁷⁾。

3. 森・李會談に関する中国側史料

次いで、この會談に関する中国側史料であるが、まず、『清光緒朝中日交渉史料』卷一所収の「李鴻章與森有礼問答節略」の内容は次の通りである。

(二) 附件八 李鴻章與森有礼問答節略

鄭署使傳森大臣語致仰慕之意答云豈敢森大臣致謝道途款洽答云因得總理衙門信知森大人要來故遺弁相迓因問森大臣在京總理衙門見過各位中堂大人森大臣云見過問見過王爺森大臣云見過問森大臣多少年紀森大臣云整三十歲問森大臣到過西洋森大臣云自幼出外國周流在英國學堂三年地球走過兩周又在華成頓當欽差三年現在外務省官大輔問中西學問何如森大臣云西國所學十分有用中國學問只有三分可取其餘七分仍舊舊樣已無用了問日本西學有七分否森大臣云五分尚沒有問日本衣冠都變了怎說沒有五分鄭署使云這是外貌其實在本領尚未盡學會森大臣云敵國上下俱好只學得現成器藝沒有像西國從自己心中想出法兒的一個人答云久久自有森大臣云在美國時識得貴國容閔曾蘭生二人極有學問答云容閔現派駐美國欽差大臣森大臣云極好又答云曾蘭生現調回天津當委員明年森大人過天津可以訪他森大臣云在美國見許多中國幼童均極聰明答云是遺去外國習學的聞他們尚肯讀書森大臣云這起人長大學成將來辦外國事是極好的又云當初遊歷各國看地球並不大未在局中看各國事極清楚如貴國與日本同亞細亞洲可惜被西國壓住了答云我們東方諸國中國最大日本次之其餘各小國均須同心和氣挽回局面方敵得歐羅巴住森大臣云據我看來和約沒甚用處答云兩國和好全憑條約如何沒用森大臣云和不過為通商事可以照辦至國家舉事只看誰強不必盡依著條約答云此是謬論恃強違約萬國公法所不許森大臣云萬國公法也可不用答云叛約背公法將為萬國所不容因指桌上酒杯告鄭署使云和是和氣約是約束人的心如這酒杯圍住了這酒不教泛溢森大臣云這和氣無孔不入有縫既去杯子如何攔得住答云森大人年少氣盛發此謬論鄭署是我們立約時的人須要詳細告他森大臣云敵國與中國的和約其中堂定的麼答云是我與貴國伊達大人商定伊達現在何處森大臣云伊達現在退居林下朝廷給他俸祿自來和約定約之人去了使靠不住答云約書奉有論旨蓋用實兩國臣民子子孫孫當世守之森大臣云也有在約內的也有在約外的不變通如何辦得去答云未及十年修約之期不能議及變通森大臣云高麗與印度同在亞細亞不算中國屬國答云高麗奉正朔如何不是屬國森大臣云各國都說高麗不過朝貢受冊封中國不取其錢糧不管他政事所以不算屬國答云高麗屬國幾千年何人不知和約上所屬邦土土字指中國各直省此是內地為內屬徵錢糧管政事邦字指高麗諸國此是外藩為外屬錢糧政事向歸本國經理歷來如此不始自本朝如何

說不算屬國森大臣云日本極要樣高麗和好高麗不肯與日本和好答云不是不肯與貴國和好是他自知國小所以謹守不敢應酬其於各國皆不獨日本森大臣云日本與高麗是隣國所以必要通好高麗如何不肯答云平秀吉擾高麗之後恐不能無疑慮鄭署使云平秀吉之後日本與高麗也曾往來中間忽然斷了前數年與高麗約定接待使臣後因日本改變衣冠國書字體也改變了他就不受答云這個自然高麗不敢與西國相通日本既改西制他自應生疑恐與日本往來他國隨進來了鄭署使云從前不過拒使近來日本兵船至高麗海邊取淡水他便開砲傷壞我船隻答云你兵船是去高麗海口量水查萬國公法近岸十里之地即屬本國境地日本既未與通商本不應前往測量高麗開砲有因森大臣云中國日本與西國可引用萬國公法高麗未立約不能引用公法答云雖是如此但日本總不應前往測量是日本的錯高麗不出來滋擾日本只管去擾他做麼鄭署使云日本臣民俱麼憤恨要與高麗打仗森大臣說從前看高麗能謹守不與外國相通尚是可愛之國今可恨了答云既知是可愛便不要去擾他日本是大國要包容他小國鄭署使云森大人也是此意所以壓住本國不要用兵自請到中國以為高麗是中國屬國必上策令高麗與日本和好答云高麗非不欲與日本和好但恐各國相因而至中國若代日本說項將來各國都要中國去說所以料得高麗未必答應森大臣云西洋各國均無必通高麗之意答云這誰保得森大臣云我可保答云須日本國家保得森大臣云日本國家亦可保鄭署使云森大人來到中國有三宗失望的事一是不能保全要與高麗和好的意思二是總理衙門不明白他用和好的心思三是恐本國臣民知道中國不管定要與高麗打仗答云總署不是不明白實是要和好的意思凡事不可一味逞強若要逞強人能讓過天ふ讓過天不怕地不怕終不為天地所容從前我兩國甫經換約未及半年日本即用兵台灣我曾責備柳原他亦無辭如今不可又錯了森大臣云台灣之事日本原不能無差錯但因誤聽人言生番係中國化外之地尚屬有因後來接著總理衙門的信國家即派大久保前來說明鄭署使云森大人來意本望中國設法俾日本與高麗無事答云高麗斷不出來尋事日本不可多事鄭署使云日本現又遣使往高麗僅使臣一人前去與之商量看他如何如果可商並不要與他通商不為多事只要議定三件一高麗以後接待我使臣一日本或有被風船隻代為照料一商船測量海礁不要計較如果使臣到彼再不接納該使回到本國必不能無事一定要動兵了答云遣使不納古亦有之元時兩次遣使至日本日本不納北條時宗並將元使殺了森大臣不答但云以後恐不免要打仗答云高麗與日本同在亞細亞洲若開起仗來高麗係中國屬國你既顯違條約中國怎樣處置我們一洲自生疑豈不被歐羅巴笑話森大臣云歐羅巴正要看我們的笑話答云為甚麼要給他笑話森大臣云這也沒法日本百姓要去打仗恐國家止不住答云日本是民政之國抑君主之國鄭署使云是君主之國答云既係君主之國則君與大臣為政如何任聽百姓違了條約行事尚得為君主之國乎鄭署使云森大臣因果總署說中國不管高麗內政所以疑不是屬國答云條約明言處邦土若不指高麗尚指那國總署說的不錯森大臣云條約雖有所屬邦土字樣但語涉含混未曾載明高麗是屬邦日本臣民皆謂指中國十八省而言不謂高麗亦在所屬之內答云將來修約時所屬邦土句下可添寫十八省及高麗琉球字樣鄭署使云總要總理衙門與李中堂設法令高麗接待日本使臣答云日本砲船被獲取之誠無益且

聞俄羅斯聽見日本要打高麗即擬派兵進紮黑竜江口不但俄国要進兵中国也難保不進兵那時乱鬧起来真無益因書徒傷和氣毫無利益八字授鄭署使鄭署使與森大臣閱畢即將原紙攜去森大臣云此指與高麗傷和氣而言答云若真要打仗非但傷高麗和氣連中国也怕要和氣因於紙尾加書忠告二字授之曰我為兩國相好開心見誠奉勤非有別意森大臣鄭署使首肯云日本打仗亦可暫時任住務求中堂伝商署設一妥法勤說高麗答云總署回復你的節略明是無可說法但你既託我伝轉說我必將這話達到看從緩商量可有法否遂辭⁽⁸⁾。

続いて、この「李鴻章與森有礼問答節略」に基づいてこの会談について述べた王芸生『六十年来中国與日本』の日本語訳である『日支外交六十年史』第一巻の該当部分を以下に記す。

日本使節森有礼は、光緒元年十二月二十八日、代理公使鄭永寧を伴ひ、保定督署に李鴻章を訪問したが、鴻章は、禮を以て之を歡待し、午後三時より夜の十時に至る迄、縦横に會談し、鴻章は別れに臨み自ら「徒傷和氣毫無利益」の八字を書いて森に与へた。今其談話覺書を録すれば次の如し。

最初に鄭代理公使より、森使節の李鴻章に對する欽慕の意を傳へ、鴻章之に答へ、ついで森使節より道中の歡待を謝し、之より問答に入る。

鴻章 總理衙門よりの通知に依り、森大人の御來訪を知り、使を遣して、御迎へ申した譯ですが、貴下は總理衙門で、各大臣と會見到されましたか。

森 御會いに到しました。

鴻章 王大人に會はれましたか。

森 會見到しました。

鴻章 貴下は御幾歳になられますか。

森 滿三十歳に相成ります。

鴻章 西洋には御出になつた事ありませうね。

森 幼時から外國に出で、英國の學校に在る事三年、地球を二回程廻つて居ます。又ワシントンにも公使として三年居た事がありますが、只今は外務省官大輔であります。

鴻章 中國と西洋との學問を如何考へられます。

森 西洋の學問は十割役に立ますが、中國の學問は僅に其三割が有用で、餘の七割は已に舊式で役に立ちますまい。

鴻章 日本では七分西洋の學問を取入れて居るでしやうね。

森 未だ五分と取入れて居ますまい。

鴻章 日本人の服装は全部變つた様ですが、どうして半分も變らないと云はれるのです。

鄭代理公使 それは外面丈の事で、其眞實の眞面目と云ふものを學び盡して居ないと云う譯です。

- 森 我國の人士は皆學を好みなすが、それは單に出來合の技藝を習得するに止り、西洋諸國に於るが如く、自分で説明すると云う様な者が一人も居ないのです。
- 鴻章 其内には出來て來るでしょう。
- 森 米國に居ました時、貴國の容閔、會蘭生と云ふ二人の方と知合になりましたが、仲々出來る人でした。
- 鴻章 容閔は現に駐米公使です。
- 森 それは甚だ結構です。
- 鴻章 又會蘭生は現に天津に轉任して委員をして居ますから、明年貴下が歸らるゝ時は御立寄出來る譯です。
- 森 米國では澤山の中國兒童を見かけましたが皆甚だ聰明ですね。
- 鴻章 それは外國に留學としてあるのですが、聞く所によりますと、皆勉強するさうです。
- 森 此等の人が、成長して學成られたならば、將來外國の事を辦ずるに甚だ都合がよいでせう。初めて各國を遊歴しました頃は、地球をさまで大きいとも思ひもせず、其局に當らない前から、各國の事情は判然とわきまへて居ますが、貴國と日本とは同じく亞細亞にありながら、西洋の壓迫を被つて居るのは残念な事です。
- 鴻章 我々東方諸國の中、清國が最も大きく、日本之に次ますが、其餘の各小國も均しく、心を合せ、睦み合ひ局面を挽回するに於ては歐洲に對抗する事が出來ませう。
- 森 私思ひますに、修好條約などは、何の役にも立ちません。
- 鴻章 兩國間の和好は皆條約に據るものですが、何故役に立たぬと云はれるのですか。
- 森 通商と云ふが如き事は條約に照して之を行ふ様な事もありませうが、國家の大事と云ふ事になりますと、只誰が、いづれが強いかと云ふ事によつて決するもので、必しも條約等に依據する必要はないのです。
- 鴻章 それは謬論だ。強きを恃んで約に背くと云ふ事は萬國公法も之を許さゝる所です。
- 森 萬國公法又無用なりです。
- 鴻章 約に背き公法に背くは、世界各國の容れざる所です。と云ひながら、卓上の酒盃を指し、鄭公使代理に向ひ云ふ。
- 鴻章 和はこれ和氣である。約はこれ人の心を束縛することである。這の酒盃の如く、酒をば取圍んで居る時は溢れ出る事も無いのである。
- 森 その和氣も孔無ければ入らず、破目があれば即ち去る。杯はそれを如何にして引止め得ませうか。
- 鴻章 森大人は御年も若く、血氣盛んである爲、さう云う謬論を爲されるのだ。鄭公

使代理は、我々が條約を結んだ時の当事者だから、一つよくお話下さい。

森 我國と清國との和約は、大臣、貴下が締結されたのですか。

鴻章 さうです。私と、貴國の伊達大人との間に商結したもののなのです。今伊達大人は何處に居られますか。

森 伊達さんは、もう野に下られまして、今では政府から恩給を差上て居る丈です。平和條約締結の当事者は皆只今居りませんので、甚だたよらない次第です。

鴻章 條約書には論旨を奉じて、國印を捺してあるのだから、兩國臣民は子々孫々迄之を遵守すべきものです。

森 約の内に在る時もあり、約の外に在る時もある。融通を利かさないと何事も出来ません。

鴻章 訂約以來未だ十年の改約期にも至らぬ今日、融通を議すると云ふが如き事は果して如何でせうか。

森 朝鮮は印度と同じく、亞細亞の一國で、清國の屬國とは云へません。

鴻章 朝鮮は正朔を奉じて居る國です。どうして屬國に非ずと云はれるのか。

森 各國は皆、朝鮮が單に朝貢して冊封を受けて居るのみで、清國はこれより租税を徴収するでも無く、又内政に干與して居る譯でもないので、屬國と稱する事は出来ぬと思ひます。

鴻章 朝鮮が数十年來清國に屬すると云ふ事を誰も知らないものは無い筈です。條約上に所謂「所屬邦土」の土の字は、清國の各直屬省を指すのであつて、此は内地であり、内屬であるのです。即ち之からは租税を徴収し、其政務を統覽するのです。又邦の字は朝鮮諸國を指すのであつて、此は外藩であり、外屬として、其租税、政治は本國の經理に任して居るのです。代々かくの如しで、此は何も本朝に至つてさうなつたと云ふのではないのに、如何にして屬國でないとは云はれるのか。

森 日本は努めて朝鮮との和好を欲したのですが、朝鮮は之を肯んじないのです。

鴻章 それは貴國との和好を欲しないのでは無く、自國の小を知れるが爲に、謹守して、敢て應酬しないので、それは何れの國に對しても同じ事です。獨り日本にのみさうすると云ふではありません。

森 日本と朝鮮とは隣り同志の國であり、通好は必要な譯ですが、何故朝鮮は通好を肯んじないのですか。

鴻章 平秀吉の朝鮮を驕してから後は、多少の疑懼の念無き能はずではありませんか。鄭代理公使 秀吉以後も朝鮮と日本とは曾て往來したのですが、中頃中斷し、数年前朝鮮に使臣を送つた處、日本の國書の字体が變つて居るし服装も一變して居たと云ふので、彼は其使を受けなかつた様な仕儀です。

鴻章 それは當然でせう。朝鮮は敢て西洋と交通しやうとも思はない所へ、日本は既に萬事西洋式に改めて居るので、彼は自ら、若し日本と交通する時は、或ひはすぐその後から他の諸國もやつて來はしまいかと疑ふのです。

鄭代理公使 前には使を拒んだに過ぎなかつたからまだしも、今度は日本の軍艦が水を求めて海邊に近づいて行つた所に射撃を加へ、之を破損したのです。

鴻章 貴國の軍艦は朝鮮近海の測量を行つたのですが、元來萬國公法は海岸線より十哩の地點迄は、之を本國の領海と認めて居るものであるから、日本が未だ通商を開かぬ前に之が測量を爲すが如き事に、彼が發砲したとしても、之は故無き業では無いでせう。

森 清國や日本、或ひは西洋諸國の間にならば萬國公法も通用しませうが、朝鮮は未だ未訂約の國ですから、之に公法を引用すると云ふ事は出来ませう。

鴻章 理屈はさうとしても、大體日本が、測量に行つたと云ふ事が悪いのです。勿論朝鮮が突然發砲したと云ふのは又一つの謝りには違ひありますまいが、日本が上陸して其砲台を撃破し、殺傷を行つたと云ふのは、も一つの日本の誤りではありませんか。朝鮮は敢て出しばらうともしないものを、日本は只管之を騒して一體何になると云ふのですか。

鄭代理公使 日本臣民は皆憤恨の念を抱き、是非とも朝鮮をやつゝけてやらうと考へて居るのです。

森 其昔朝鮮が固く己を守つて、外國と交通しやうとしなかつた間は、尚可愛い所もありましたが、今は憎むべき奴なのです。

鴻章 己に可愛い所を御承知なら、もう彼を騒す事はありますまい。日本は大國なんだから、彼の様な小國は之を抱容してやるべきでせう。

鄭代理公使 森使節も其御考であればこそ、本國の輿論を抑へて、兵を用ひしめず、自ら請うて使節となり、貴國に來られた譯です。朝鮮は清國の屬國であつて見れば、必ず、朝鮮をして、日本と和好せしむる、何等かの上策も御持合せがあらうかと思はれたのです。

鴻章 朝鮮は何も日本との和好を欲しないのでは無く、只各國の相ついで來り求むるを恐れて居るのです。若し我國が、貴國の爲に骨折つたとすれば、諸國又皆我國に同じ事を要求するでせうから、恐らく朝鮮は承知致しますまい。

森 西洋各國は皆朝鮮と交通したい等とは思つて居ません。

鴻章 それは一體誰が保證するのです。

森 私が受合ひます。

鴻章 日本國が保證しなければ駄目です。

森 日本國も保證致しますせう。

鄭代理公使 森使節は清國に來られて失望された事が三つあります。一つは朝鮮との和好の意を果し得られなかつた事。第二は總理衙門が森使節の和好を欲せらるゝ本當の心を知り得なかつた事。第三には、若し清國が構はぬと云ふ事を、日本國民が知つたならば、恐らく必定朝鮮と事を構ゆるであらう事です。

鴻章 總理衙門は貴國の和好を欲する眞實の心が、わからぬではありません。凡そ物事は、強いからと云つて無暗それを振り舞はしてはいけません。若し無理を通さうとすれば、或ひは人は通すかも知れませんが、天は之を許しません。天も恐れず地も恐れぬと云ふなれば、遂には天地の共に容れざる所となるであらう。貴國と我國とは先に初めて條約を訂結したのに、その後半年も経たぬに、貴國は兵を進められたのだ。私は其時柳原氏を言責した所、彼又返す言葉も無かつた様です。然るに今又誤を重ねやうとなさるのだ。

森 臺灣事件は元來、日本にも過失が無かつた譯でもありませんが、それは臺灣は清國化外の地であると云ふ説を信じたからの事で、尚恕すべきでありませう。だからこそ、其後總理衙門の公文に接するや、直に大久保を派遣して説明したのです。

鄭代理公使 森氏渡來の目的は清國が適當な法を講じて、日鮮の間に事無きを得る様計らひ被下度きに在るのです。

鴻章 朝鮮は斷じて事を望むものではないのであるから、日本も敢て事を多くする必要無しです。

鄭代理公使 日本は現に朝鮮に使臣を、しかもたつた一人の使臣を派遣して、之と商議せしめ、先方の態度如何を伺はしめて居るが、若し先方が商議に應ずる様であつたなら、必しも彼との通商も望まず、事を多くするのも欲しいのです。只僅に議定を要すると云ふのは次の三件に過ぎないのです。即ち第一に、朝鮮は今後日本の使臣を接受する事。第二には日本の商船が、風波を避けて朝鮮に立寄るが如き事あらば、應分の援助を爲すべき事。其三は商船の海岸測量には、豫め許可を必要としない事、之です。若し日本の使臣が朝鮮に到着しても、之を受附けざるが如き事あらば、其使節の日本に歸還後は必ず無事には納りませう。必ず出兵致すでありませう。

鴻章 外國使節を受附けなかつたと云ふ例は昔もあつた事です。元の時代、二度も使を日本に遣つたのに、日本は之を受けず、北條時宗は其使を斬殺したではありませんか。

森 使節は之には敢て答へなかつたが、つぶやいた。今後恐らく戦争は免れ得まいと。

鴻章 日本と朝鮮は共に、亞細亞に位して居るのだが、若し戦争となれば、朝鮮は清

國の屬國であり、しかも日本は明白に條約に違反して居る事であるから、清國が如何なる態度に出るかは御わかりになるでせう。我々同じく亞細亞民族が互いに相争ふとするなれば、何と歐羅巴の物笑ひにはなりませんか。

森 歐羅巴はきつと我々の笑物を見たがつて居ますよ。

鴻章 何で貴方は又笑はれ度いのです。

森 それも仕方がないからの事です。日本全國民が戦を欲して居る時、恐らく政府と雖も之を止める事は出來ますまい。

鴻章 日本は一體民主國ですかそれとも君主國ですか。

鄭代理公使 君主國です。

鴻章 それでは君主と大臣とが政を爲すのでせう。それで國民が條約違反の事を行はんとするのを、何でそのままさして置くのです。それでも尚君主國であり得るのですか。

鄭代理公使 森使節は總理衙門が、清國は朝鮮の内政に干與せずと云つたのを聞いて、之を屬國に非ずと思はれたのでせう。

鴻章 條約に明に所屬邦土とあるのを、若し朝鮮を指して云ふのでないとしたならば、何れの國を指して居るのですか。總理衙門の云ふ所は間違い無いのです。

森 條約上に所屬邦土とあるは事實ながら、其語意甚だ曖昧であつて、未だ曾て朝鮮は清國の屬國なりと明に記載してあるものは無かつた。日本人は清國と云へば十八省を指してさう云ふのであつて、朝鮮も其中に含むとは解して居ないのです。

鴻章 將來條約の時に、所屬邦土とある字句の下に十八省及び朝鮮、琉球等との字を書添へて可然しでせう。

鄭代理公使 我々ほとに角、總理衙門及び貴大臣が、何とか法を講じて、朝鮮が日本の使節を受入れる様になさる事を要求するのです。

鴻章 日本は其砲艦が砲撃を蒙つたが爲に、平かならざるものあり、朝鮮は又其砲臺を破毀され、兵士を殺されたが爲に穩やかならざるものがあるのです。朝鮮は國小なりと雖も、其國民の不平は貴國と同じである。丁度兩方氣が立つて居る所へ、いくら傍らから説いて見た處で無益な事は明白でせう。私は勸めるが、日本は暫く此事件を議する事を延期しては如何でせうか。一二年經て彼我の氣共に納つた頃、互に通好しても遅くはあるまいと思ひます。

森 西洋人はよく日本人は何事を爲すにも性急でいけないし、中國人は又あんまり悠長すぎると云つて居ますが、氣の短いのと、氣の長いのが、商議するのは話が難しい。

鴻章 物事は急いでやるべきものと、ゆつくりやるべきものがある。例へば機械技

藝の事を學ぶには、大いに急ぐがよろしく、兩國相争ふと云ふが如き場合には、急いでは兩者共に相ゆづらず、緩なれば兩者自ら氣静まり、うまくおさまる事も多い。

森 御教訓有難うございました。試みに考へて見ますが、日本が朝鮮を取つたとしても、果してどう云ふ利益があるのでせうか。まづ嘔氣を催す位が關の山でせう。

鴻章 朝鮮は地瘦せて、之を取るも全く何の益もありません。然も聞く處に據れば、若し日本が朝鮮を撃つとなれば、露西亞は兵を黒龍江に進めるとの事だが、啻に露國が兵を出すのみならず、或ひは清國も出兵するかも知れないです。さすれば正に混亂の極みで、全く些の利益もない事になりませう。

と云ひ此處に「徒傷和氣毫無利益」の八字を書いて鄭代理公使に與へ、鄭代理公使は又之を森使節に見せ、見畢りて其書を持歸つた。

森 此は朝鮮との和氣を傷けると云ふ事を指したものでせうね。

鴻章 若し眞實に戦を開くとすれば、啻に朝鮮の和氣を損ねるのみならず清國の和氣も又傷ける事になりませう。

そこで紙片の末尾に忠告の二字を書加へて、與へながら曰く

鴻章 私は本當に兩國好かれと念ずればこそ、心から誠意を披瀝して、勤告した丈で別に他意ある譯ではないのです。

森 使節及鄭代理公使（首肯いて曰く）日本が戦を開くと云ふ事は暫く壓へつけますが、どうか大臣も、總理衙門に交渉の上、何とか朝鮮を説得する法を講じて戴き度いものです。

鴻章 總理衙門は貴下の覺書に對して、明に他に施すべき法無しと回答して居ますが、折角の貴下の御頼みであつて見れば、我は必ず此話を通達して、いゝ方法があるのかどうかを緩くりと商議して見ませう。

斯くて森等は辞し去つた⁽⁹⁾。

4. 外務省史料と中国側史料との差異とその意味

以上、外務省史料と中国側史料の内容を記してきたが、これら兩者はどこが異なっているのか。重要な相違点を以下にあげておく。

第一に、中国側史料では、森が、修好条約など何の役にも立たない、通商の場合は条約に照らして事を行なうこともあるが、国家の大事ということになると、ただいづれが強いかということによって決定するのであり、必ずしも条約等に依拠する必要はない、万国公法は無用である、と述べ、李がそれは謬論であり、万国公法に背くことは世界各国が許容しない、と反論した（「森大臣云據我看來和約沒甚用處答云兩國和好全憑條約如何沒用森大

臣云和不過爲通商事可以照辦至國家舉事只看誰強不必盡依著條約答云此是謬論恃強違約萬國公法所不許森大臣云萬國公法也可不用答云叛約背公法將爲萬國所不容』)、としているが、外務省史料にはこのようなやり取りは記されていない。

第二に、中国側史料では、鄭代理公使が、日本臣民はみな江華島での朝鮮の暴挙に対して憤恨の念を抱き朝鮮を攻撃しようと考えていると言い、続いて森が朝鮮が鎖国をしていたときは可愛いところもあったが、今は憎むべき奴だと述べた（鄭署使云日本臣民俱憤恨要與高麗打仗森大臣說從前看高麗能謹守不與外國相通尚是可愛之國今可恨了）、とするが、外務省史料にはこのような記述はない。

第三に、中国側史料では、鄭代理公使が、もし朝鮮が日本の要求を受け入れなかったら、使節が日本に帰国した際に、日本は必ず出兵するだろう、と言い、李が、朝鮮が外国使節を受け入れなかったことは過去にもあり、元の時代に朝鮮は二度も使節を日本に送ったのに、北条時宗はこれを惨殺した、と述べたのに対して、森はこれには答えず、今後恐らく開戦は免れまいと呟いた（「鄭署使云…使臣到彼再不接納該使回到本國必不能無事一定要動兵了答云遣使不納古亦有之元時兩次遣使至日本日本不納北條時宗並將元使殺了森大臣不答但云以後恐不免要打仗」）、とするが、外務省史料にはこのような問答は記されていない。

第四に、中国側史料では、李が、日本と朝鮮との間でもし戦争になれば、朝鮮は清国の属国であり、しかも日本は清国との条約に明確に違反しているのであるから、清国がどのような態度に出るかはわかりになるだろう、同じアジアの民族どうしが相争えば、ヨーロッパの物笑いになる、と述べ、それに対して森は、ヨーロッパはきっと我々の笑いものを見たがっている、日本全国民が戦争を欲しているとき、政府といえどもこれを止めることはできない、と答えた（「(李) 答云高麗與日本同在亞細亞洲若開起仗來高麗係中國屬國你既顯違條約中國怎樣處置我們一洲自生疑豈不被歐羅巴笑話森大臣云歐羅巴正要看我們的的笑話答云爲甚麼要給他笑森大臣云這也沒法日本百姓要去打仗恐國家止不住」）とするが、外務省史料にはこのような応答は記されていない。

第五に、中国側史料では、李が第一回会談の終わりに、「徒傷和氣毫無利益」の八字を書いて森らに与え、もし戦端を開けば朝鮮の和気を損なうのみならず、清国の和気も損なうことになるだろうと述べて紙片の末尾に忠告の二字を加えた（「書徒傷和氣毫無利益八字授鄭署使鄭署使與森大臣閱畢即將原紙攜去森大臣云此指與高麗傷和氣而言答云若真要打仗非但傷高麗和氣連中国也怕要和氣因於紙尾加書忠告二字加書忠告二字」）とするが、外務省史料にはこのようなエピソードは記されていない。

第六に、外務省史料では、日本の朝鮮への要求に関する森の説明に対して、李は、さきに清国政府が森の書翰に答えた際に日清修好条規中の「双方互いに領地を侵す事を禁ずる」という部分を引用したのは、清国側がやや軽率だった（「嚮に我政府貴翰に答ふる書中に条約和親の條款即ち双方互に領地を侵す事を禁ずる條款を援引せしは我政府に於て少しく軽

忽の事なりき)と述べた、とするが、中国側史料にはこのように李が清国側の非を認めたとする記述は全くない。

以上のように、外務省史料と中国側史料とが示す森と李との発言はかなり異なっており、外務省史料が、万国公法を根拠として朝鮮を独立国として認めようとする森と、従来の宗主宗属関係に基づき朝鮮を属国と見なして日本の進出を牽制する李との対決を描いているのに対して、中国側史料は、実力本位の国際関係において万国公法は無用であるとして頻りと日本人の憤怨と開戦の可能性をちらつかせて威嚇する森と、「和氣」を強調して大人ぶりを示す李とを対比的に記している。

もとより先述のように、この第一回会談の際に記録された英文が残されていない以上、外務省史料と中国側史料のどちらが実際の森と李との両者のやり取りに近かったのかを確定することは不可能である。しかし、外務省史料と中国側史料との相違という事実には、会談の内容を日本側と中国側がそれぞれどのように把握していたのかということに関して、議論の流れそのものを会談の行われている時点で双方がどう理解していたのかというレベル、それが英文に記録される際に、双方の発言がどのように表現されたのかというレベル、記録された英文が双方によって日本文、中国文にそれぞれどのように翻訳されたのかというレベルという各段階での認識のされ方について、さらに検討を要する興味深い問題が横たわっている。

さらには、このように同じ会談をめぐる異質な史料が存在するという事実を前にして、どちらか一つを国益を守らんがためになされた一方的な事実の歪曲と簡単に断定することも適切なことではないだろう。外交交渉の現場において、少しでも自国の有利に話を進めたいという動機は日本側、中国側双方に確かに常に働いていたであろう。しかし、本稿で示してきたような史料上の差異から筆者があらためて考えてみたいことは、従来の森研究で主張されてきたような、森を理想主義的な「条理外交論」者とする見方が、森の実際の思想と政策を的確に表したもののなか否かということである。果たして森は朝鮮をどのようにみていたのか。これは明治維新から約10年後のこの時点で日本がアジアに対していかなる外交的選択をし、その中で森はいかなる役割を果たしたのかという問題であり、さらには、中塚明が指摘するような、「日清・日露戦争までは、国家の指導者の目は冴えていて、国際的にも選択を誤らなかつた日本が、それ以後はだんだんと軍部が独走し、国民も集団ヒステリーになったかのように戦争と破局の道に突っ走ったという議論」⁽¹⁰⁾ や、丸山真男が言うような、明治前期が「個人主義と国家主義、国家主義と国際主義」とが「見事なバランス」を保っていた「まことに幸福な一瞬」⁽¹¹⁾、「日本の近代ナショナリズムにとって美しくも薄命な古典的均衡の時代」⁽¹²⁾であったとする議論に対して、具体的な史料を再検討することによって、ひとつひとつ反論していくことでもある。この点については稿をあらためてさらに検討していきたい。

<註>

- (1) 『大日本外交文書』第9巻、169頁。
- (2) 『森有礼全集』第1巻、「解説」、63頁。
- (3) 彭澤周『明治初期日韓清関係の研究』、塙書房、1969年、79頁。
- (4) 安岡昭男「外交家としての森有礼」(『対外関係と政治文化』三、吉川弘文館、1974年、343頁。
- (5) 犬塚孝明『森有礼』、吉川弘文館、1986年、192頁
- (6) 芝原拓自「対外観とナショナリズム」(『日本近代思想体系12 対外観』、岩波書店、1988年、476頁)。
- (7) 外務省編『大日本外交文書』第9巻、170頁。
- (8) 故宮博物院編『清光緒朝中日交渉史料』巻一(文海出版社印行、上冊)、4頁
- (9) 王芸生著、長野勲、波田野乾一訳『日支外交六十年史』第一巻、建設社、1933年、135頁。
- (10) 中塚明『「蹇々録」の世界』、みすず書房、1992年、278頁。
- (11) 『丸山真男集』、第4巻、24頁。
- (12) 『丸山真男集』、第5巻、232頁。

